

国立大学法人京都教育大学理事選任等規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 3年 3月 8日 最終改正

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都教育大学（以下「本学」という。）の理事の任免、任期及びその他必要な事項を定めることを目的とする。

(選任及び任命等)

第2条 理事の選任及び任命は、学長が行う。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に理事を選任する。ただし、選任する際は、理事3名には学外者を含むものとする。

- 一 理事の任期が満了するとき。
- 二 理事が辞任を申し出たとき。
- 三 理事が欠員となったとき。
- 四 理事を解任したとき。

3 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して、それぞれ次の業務を掌理する。

- 一 総務・企画
- 二 教務・学生指導
- 三 法務・コンプライアンス

4 理事は、副学長又は事務局長を兼務することができるものとする。

5 学長は、理事を選任した場合は、遅滞なく、文部科学大臣に届け出るとともに経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期等)

第3条 理事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、学長の任期の末日を超えることができない。

2 前条第2項第二号、第三号又は第四号により理事が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が辞任した場合、又は欠けた場合の理事の任期は、後任の学長が任命される日の前日までの期間とする。

4 本学の教員から登用された理事が前条第2項第一号、第二号又は第四号に該当する場合は、教育研究評議会の議を経て本学教員に再採用することができる。ただし、教員の定年年齢を超えている場合は除く。

(解任)

第4条 学長は、理事が理事としての職務に堪えないと判断する場合は、解任することができる。

2 理事の解任に関する詳細は、役員会にて定める。

3 学長は、理事を解任した場合は、経営協議会及び教育研究評議会に報告するものとする。

(学長代理)

第5条 学長は、あらかじめ、副学長を兼務する理事のうちから一人を学長代理として指名するものとする。

2 学長代理は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行うものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第20号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。